

# 美幌町自治基本条例（素案）に対するパブリックコメント実施結果について

## 1 実施期間

平成22年12月29日（水）～平成23年1月27日（木）（30日間）

## 2 素案及び参考資料の公表方法

(1) 町ホームページ

(2) 次の場所での閲覧及び配布

総務部政策財務グループ、役場本庁舎正面玄関付近、しゃきっとプラザ入口付近、役場別館、町立図書館、町民会館、峠の湯、コミュニティセンター、マナビティーセンター、スポーツセンター（トレーニングセンター）、リリー山スキー場、町立国保病院（12カ所）

## 3 住民への周知

- ・パブリックコメント実施方法及び自治基本条例（素案）の概要を記載したチラシを全戸配布
- ・報道機関（新聞各社）への周知依頼による記事掲載

## 4 意見提出状況

(1) 意見提出者数等

意見提出者数 … 35人

なお、意見提出に当たっての要件を満たしたものはなかった。

↓  
「意見なし」として取り扱う

※意見提出に当たっての要件

○意見を提出できる人

町内に住所を有する人、町内への通勤・通学者、町内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体、本件事案の利害関係者

○意見提出の際には、必ず「自治基本条例（素案）」に対する意見である旨、氏名、住所、電話番号・FAX番号を明記すること。

(2) 欠格事項

①美幌町外の住民 … 27人

②住所、氏名、電話番号等の記載なし … 14人

③美幌町民になりすましたもの … 2人

\*複数の欠格事項に該当するものがあるため、①～③の合計は意見提出者数とは一致しない

(3) 意見提出方法

①電子メール … 31人

②はがき、封書 … 2人

③ファックス … 2人

<以下、参考>

①外国人の規定に関連しての意見

- ・住民投票の投票資格は日本国籍を有する者に限定すべき、外国人が投票できることは憲法違反
- ・外国人が町政に参加できる規定を設けることはおかしい、憲法違反
- ・「町民」の定義に国籍条項がないのはおかしい、「町民」に外国人を含むことは国民主権に反する
- ・町政に参加できる者、情報共有できる者は日本国籍を持つ住民に限るべき

②「参加」に関連しての意見

- ・第3章 町民参加、第6章 協働・コミュニティ など、直接民主制の規定であり、間接民主制を原則とする憲法に違反する、不適當である
- ・政策形成過程にゆとりのある町民とそうでない町民との間に参加機会の不平等が生じる
- ・特定の思想を持った市民団体、市民団体＝実態は政治団体が政策決定に介入することになる
- ・町の非居住者が町政に参加資格、住民投票権を有することは問題

- ・ 町民の定義に住民以外の者を含めることは住民の権利を弱める

③未成年者への参加権付与に関連しての意見

- ・ 未成年者にまで町政へ参加する権利を与えることは危険、町政への参加は成人の住民に限定するべき

④最高規範性に関連しての意見

- ・ 本条例に最高規範性が与えられる根拠は何か。最高規範性を与えるかどうかは町民に問うべき

⑤住民投票に関連しての意見

- ・ 住民投票について規定する必要はない。規定の是非は改めて民意を問うべき
- ・ 投票権等を有する年齢は満20歳以上にすべき。
- ・ 18歳以上20歳未満の者が国政選挙に参加できるようになるまでは満20歳以上とした方がよい
- ・ 住民投票の成立要件は必要である
- ・ 必要な署名数が請求権者総数の1/4以上では要件が緩く乱用される恐れがある
- ・ 町長発議に要件がないと、売名行為、選挙前の事前運動に悪用される危険がある
- ・ 住民投票の結果は、町長、議会等を拘束しないとする方がよい
- ・ 一定数以上の署名数で議会の議決を経ずに住民投票が実施できることはおかしい

⑥自治基本条例の必要性に関連しての意見

- ・ 条例を作る必要がない。必要がないのになぜ作るのか

⑦町民への周知、議論の経過等に関連しての意見

- ・ 多くの町民に周知も議論もされないまま法的根拠もない少数で僅かの期間で決定されようとしている
- ・ 議会軽視

⑧附属機関等の委員選出の公平性に関連しての意見

- ・ 自治推進委員会委員の選出が公正にできるのか
- ・ 審議会委員に公募者が含まれても公平性を担保するものではない

⑨その他の意見

- ・ 条例の文言が抽象的で基準が曖昧である
- ・ 地方を国と対等と位置づけ、憲法を遵守していないので、国家の統治機能に支障を及ぼす可能性がある
- ・ 公益通報の規定は人権侵害にならないのか
- ・ 「地域主権」の文言を使用することは不適切